

録料」を請求されたら要注意

「簡単に稼げる」「気軽に始められる」と強調するインターネット広告やSNSの情報を安易に信じないようにしましょう。怪しい副業・アルバイトでは、「報酬を得るために必要」などと言われ、登録料やサイト利用料などさまざまな名目でお金を支払わされるという特徴があります。

(5)実態や仕組みがわからないものは契約しない

実態や仕組みがわからないものは、勧誘されても、きっぱりと断りましょう。もし自分が誰かを勧誘してしまったら、被害者から加害者になってしまうかもしれません。

(6)借金を勧める業者に要注意。クレジット契約も慎重に

消費者金融などからの借金を勧めてくる業者には注意しましょう。クレジット契約を利用する際には、安易に契約をしないようにしましょう。

(7)インターネット通販では、申し込み前に契約条件を最後まで必ず確認する

販売サイトの最終確認画面で、定期購入が条件となっていないか、定期購入が条件となっている場合、継続期間・回数・支払い総額はいくらかなどの契約内容をしっかり確認しましょう。契約条件が記載されている画面はスクリーンショットで保存しましょう。

(8)クーリング・オフや消費者契約法など、消費者の味方になるルールを身につける

書面やメールなどによりクーリング・オフができる場合があります。消費者契約法では、例えば「うそを言われた」、「帰りたいと告げたのに帰してくれなかった」場合に締結した契約を、後から取り消すことができます。

初めての一人暮らしで気をつけたい
5大消費者トラブル

(1)退去時の原状回復などの住宅の賃貸借トラブル

- ・契約時 契約書類の記載内容や賃貸住宅の現状をよく確認しましょう。
- ・入居中 入居中にトラブルが起きたら、すぐに貸主側に相談しましょう。
- ・退去時 清算内容をよく確認し、納得できない点は貸主側に説明を求めましょう。

(2)引越しや不用品改修などの引越し関連トラブル

・引越しサービスの契約時は約款をよく確認し、価格とサービス内容も十分に検討しましょう。

・引越し完了後はすぐに荷物の状態を確認しましょう。

・不用品の処分はお住まいの市区町村が提供する窓口で余裕を持って依頼し、お住まいの市区町村が案内するルールで処分しましょう。

(3)新生活を狙った訪問販売トラブル

- ・その場ですぐに契約せず、不安や不審な点があれば家族や身近な人に相談しましょう。
- ・不要な契約であればきっぱり断りましょう。
- ・訪問販売で契約した場合は、クーリング・オフできる場合があります。

(4)新生活でも気をつけたいもうけ話トラブル

- ・うまい話に飛びつかないようにしましょう。
- ・知り合った相手から「簡単に稼げる」などと勧誘されてもうのみにしない。
- ・借金をしてまで投資や副業などのためにお金を支払うことはやめましょう。

(5)スマホやネット回線などの通信契約トラブル

- ・料金プランやサービス内容を書面でもしっかり確認し、説明を受けましょう。
- ・転居時にネット回線を変更する際にも契約条件などをよく確認しましょう。

断り切れず、契約してしまったが
解約したい

契約してしまった後で解約したい場合は、クーリング・オフの手続きをしましょう。期間内であれば、契約解除できる場合があります。

■クーリング・オフの方法

- (1)書面または電磁的記録により、相手方に通知を行います。通知を発信した日にクーリング・オフの効果が発生します。
- (2)契約年月日、商品名、契約金額、販売会社、担当者名、「この契約を解除します」ということを書きます。あなたの住所・氏名も忘れずに記入してください。
- (3)書面の場合はコピーを、電磁的記録の場合はスクリーンショットを保存しましょう。
- (4)ハガキは郵便窓口で、特定記録郵便または簡易書留などの発信の記録が残る方法で出して、受取証などをもらいます。
- (5)スクリーンショットや特定記録郵便などの受取証を大切に保管しましょう。

困ったとき、心配なときは
八千代市消費生活センターに相談を

契約によっては取消しや解約ができる場合があります。消費者トラブルに遭ってしまったときや、事業者から勧誘を受けて不安に思ったときなどは、消費生活センターにすぐ相談をしましょう。

専門の資格を持った相談員が、トラブルに対処するための助言や情報提供をします。必要に応じてあっせんや専門機関の紹介など、問題解決の支援も行います。



【相談場所】 市役所多目的棟
【電話相談】 485-0559 (相談専用)
【休館日】 土曜・日曜日、祝日
【相談時間】 午前9時～正午・午後1時～4時

消費者ホットライン188

全国どこからでもつながる局番なしの3桁の消費者ホットライン188 (いやや!) もご利用ください。音声ガイダンスに従って、自宅の郵便番号を入力すると、最寄りの相談電話につながります。



休日でも県の消費者センターや、国民生活センターを案内します。年末年始を除いて、原則毎日利用できます。

「18歳から大人」公式X (旧Twitter)

消費者庁では、若年者の消費者トラブル防止に資する情報やイベント、コンテンツ情報等を発信しています。アカウントは「@caa_18sai_otona」です。

「消費者庁 若者ナビ!」公式LINE

消費者庁では、若者に知っていただきたい消費者トラブルや、知って安心の最新情報を発信しています。右のコードから友だち登録できます。



※八千代医療センターの通常診療が休診日となる日(第3土曜日、八千代医療センター創立記念日12月5日(日曜日)の場合は振替日12月6日)、12月30日から1月4日は「午前9時から翌朝8時30分までの間」で、通常診療日となる12月29日は「12月29日にあたる曜日に応じた時間(平日は午後5時・土曜日は午後1時・日曜日は午前9時)から翌朝8時30分までの間」で「やちよ夜間小児急病センター」診療時間を除く時間帯が、時間外選定療養費が必要な時間帯となります。なお、時間外選定療養費が必要とならない場合もあります。詳しくは八千代医療センターホームページをご確認ください。

変更前		変更後		区分
3月31日(日)まで		4月1日(月)から		
時間外選定療養費が必要な時間帯(※)	やちよ夜間小児急病センター診療時間	時間外選定療養費が必要な時間帯(※)	やちよ夜間小児急病センター診療時間	平日
午後5時～6時・午後11時～翌朝8時30分	午後6時～11時(5時間)	午後5時～7時・午後11時～翌朝8時30分	午後7時～11時(4時間)	
午後1時～6時・午後11時～翌朝8時30分		午後1時～7時・午後11時～翌朝8時30分		
午前9時～午後6時・午後11時～翌朝8時30分		午前9時～午後6時・午後9時～翌朝8時30分	午後6時～9時(3時間)	土曜日・祝日 年末年始

やちよ夜間小児急病センターの診療時間が変更となります。夜間の小児救急は、八千代医療センター内で八千代医療センターと八千代市医師会が協同で、急病患者の応急処置を行っておりますが、4月から医師の働き方改革制度が開始されることに伴い、医師の時間外労働の上限規制が適用され、これまでと同様の体制を維持できなくなることから、4月1日(月)から診療時間を左表のとおり変更します。診療時間外の急病患者は、八千代医療センターが代わりに診療を行います。原則、診療費とは別に時間外選定療養費5500円(税込)が必要となります。

やちよ夜間小児急病センターの診療時間は短くなりますが、八千代医療センターでは、入院や手術を必要とする重篤な小児急病患者の受け入れを行っており、医師の働き方改革が始まった後も、重篤な小児急病患者の受け入れ体制を維持していくための変更となりますのでご理解をお願いします。